

3. 企業単独型と団体監理型の比較

研修生・実習生の受入れには、「企業単独型」と「団体監理型」の2つのタイプがある。「企業単独型」とは、日本の企業が海外の現地法人や合併企業、取引先企業の常勤職員を直接受け入れるものである。一方、「団体監理型」は、事業協同組合等の中小企業団体、商工会議所、商工会等が受入れ団体（第一次受入れ機関）となって研修生・実習生を受入れ、傘下の中小企業（＝受入れ企業、第二次受入れ機関）において実務研修及び技能実習を実施するものである。この「団体監理型」は、中小企業における研修実施機会の拡大ニーズに応えるため、平成2年8月に導入された。

この2つのタイプについて比較すると、技能実習移行者の95.4%が団体監理型による受入れであり、そのうち、事業協同組合等による受入れが約8割を占めている。

企業単独型(主に大企業)

○研修生の要件

次のいずれか

- ・ 送出国の現地法人・合併企業の常勤職員
- ・ 引き続き一年以上又は過去1年間に10億円以上の取引実績のある取引先の常勤職員
- ・ 送出国の公務員等

○入国者数等

研修生7,570人(平成17年JITCO支援)
技能実習移行申請者数1,891人(計40,993人の4.6%)
(平成17年度)

○失踪者数

平成13～17年度 121人(1.5%)

団体監理型(協同組合等が第一次受入れ機関となるもの。主に中小・零細企業)

○研修生の要件

送出国の国・地方公共団体からの推薦を受け、かつ、日本で受ける研修と同種の業務に従事した経験のある者

○入国者数等

研修生49,430人(平成17年JITCO支援)
技能実習移行申請者数39,102人(計40,993人の95.4%)
(平成17年度)

○失踪者数

平成13～17年度 6,198人(4.0%)

一方、法務省入国管理局が認定した不正行為482件(平成15～17年)のうち470件(98%)が団体監理型であり、また、失踪者の割合も企業単独型が1.5%であるのに対し、団体監理型は4.0%となっているなど、企業単独型に比べ、団体監理型で問題が多く発生している。特に団体監理型の中でも異業種の事業協同組合(異なる業種の企業で構成される事業協同組合)に所属する企業において問題が見られる割合が高い。